

第2回入札説明書等に関する質問書【回答】

No	資料名	タイトル	頁	項目	内容	回答
1	要求水準書【訂正版 2025.9.9】	工事説明会	6	2 1 4	「工事着手前に地元住民向けの工事説明会を行うこと。」とありますが、入札説明書の公表前までに、貴市により地元住民向けに本事業についての説明会は開催されておられるでしょうか。開催されている場合、説明会の議事録等の資料について、落札者決定後に事業者と共有いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	本事業について、地元代表者への説明を行っており、説明時の内容は落札者決定後に共有します。
2	要求水準書【訂正版 2025.9.9】	夜間工事について	9	3 1 3 (1)	昼間(参列者が利用する時間帯)は特定建設作業が原則実施できないとのことですが、この場合昼間の特定建設作業が可能な時間帯は7:00～10:00迄の3時間(後片付け等を考慮すると実質2時間程度)と考えられますが、既存火葬炉の撤去や1階床補強等により、多くの特定建設作業が発生します。要求水準書(9/9改訂版)では「必要であれば夜間から早朝(19:00～7:00)の作業も認めるが、詳細は協議による」とありますが、騒音規制法、振動規制法における夜間(19:00～7:00)の特定建設作業の緩和を受けられるものと考えてよろしいでしょうか。その場合、緩和となる内容についてご教示下さい。	ご理解の通りです。担当部署と協議を行い、特定建設作業を夜間から早朝にも実施可能であることを確認しています。ただし、騒音・振動対策を徹底のうえ、作業時間を可能な限り短縮した計画としてください。
3	要求水準書【訂正版 2025.9.9】	夜間工事について	9	3 1 3 (1)	本事業において夜間工事が想定されていることについて、貴市より住民説明が行われ、施設近隣住民の皆様にご納得をいただいているとの理解で宜しいでしょうか。	地元代表者へ説明を実施しています。周辺住民への説明は、落札者決定後に実施するものとします。
4	要求水準書【訂正版 2025.9.9】	ダイオキシン類除染について	12	3 2 3 (1) 3) ③	「作業にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」および関係法令等を参考とし…」とありますが、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」で定められている事項は準拠しなければならぬとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。廃棄物焼却施設を火葬炉に読み替えて対応してください。
5	要求水準書【訂正版 2025.9.9】	告別収骨室の備品	35	4 4 2 (1)	遺影棚は、既存の収骨室に設置済のものは引き続き使用し、告別室から告別収骨室に改修する6室分と、エントランスホールから告別収骨室に改修する2室分の計8台を整備するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	要求水準書【訂正版 2025.9.9】	既存建築物について	33	3 4 1 (8)	令和7年9月9日に貴市生活衛生課より「本市葬祭場については、既存の構造計算書、施工図等から1階床の構造耐力が不足している可能性が高いと判断しており、火葬炉の更新にあわせて構造補強を実施することとしています。そのため、事業提案においては1階床の構造補強を見込んだ計画の提案をお願いします。なお、当該施設は、構造耐力不足を目視等で確認することができないため、現状では違反建築物と断定できない状態です。」との伝達事項をメールでいただいておりますが、補強に係る費用は予定価格に含まれていますでしょうか。また、費用が予定価格に含まれている場合は「炉室1階の床に必要な構造耐力の補強を施すこと」と要求水準書を改定して頂けないでしょうか。	補強に係る費用は予定価格に含まれています。炉室1階の床に必要な構造耐力の補強を施すことについて、要求水準書を修正します。

7	要求水準書 【訂正版 2025.9.9】	既存の貯油タンクの 残置について	46	3	4	3	(3) ³⁻¹⁴	「既存の貯油タンクは、残置を原則基本とする。」とございますが、「令和3年9月30日付環境適発第2109301号,第2109301号 第3 地下工作物の取扱い」において、存置可能な地下工作物は「既存杭、既存地下躯体、山留め壁等」に限定されており、貯油タンクの記載がございません。この通達から読み取り、貯油タンクは撤去する必要があると考えて宜しいでしょうか。	貯油タンクについては、ご理解の通り原則は撤去が求められますが、本事業に関しては、撤去が困難であることから残置することについて事前に関係部署と協議を行っており、その結果を踏まえて、残置する方針としております。 なお、当該通達は、「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」を基に記載されていますが、ガイドラインの適用対象が既存杭、既存地下躯体、山留め壁等に限定されているため、貯油タンクはガイドライン及び通達の対象外となることを確認しております。
8	要求水準書 添付資料-1 各業務仕様書 【訂正版 2025.9.9】 工事監督業務 特記仕様書	業務遂行責任者等 の資格要件	42	3				「担当技術者は、建築・電気・機械・火葬炉で各1名以上選出」とございますが、1名が複数の工事監督担当業務を兼任することは可能でしょうか。	兼任は可能です。
9	要求水準書 添付資料-1 各業務仕様書 【訂正版 2025.9.9】 工事監督業務 特記仕様書	業務遂行責任者等 の資格要件	42	3				表中に業務遂行責任者の分野毎の資格要件が記載されていますが、火葬炉機械設備工事及び火葬炉電気設備工事は表中分野のそれぞれ「機械」及び「電気」に該当すると考えて宜しいでしょうか。	表中の資格要件は、建築・電気・機械の資格を示しています。火葬炉機械設備工事及び火葬炉電気設備工事については、特に資格要件は求めていません。
10	要求水準書 添付資料9	事業範囲図						地下貯留槽設置付近に 物置、樹木があります。移設、伐採・伐根等は、本工事に含まれますでしょうか。	本工事に含まれます。
11	様式集	ファイル形式 ・様式13-9 建築改修図 ・様式13-10 建築電気設備改修図 ・様式13-11 建築機械設備改修図	7					「様式13-9 建築改修図」「様式13-10 建築電気設備改修図」「様式13-11 建築機械設備改修図」は指定ファイル形式がWordとなっておりますが、様式集6頁2(3)③にて「図面はCADデータ(jwc又はdxf形式)及びPDFデータを提出すること。」との記載があることから、CD-Rの提出にあたって当該様式はCADデータ及びPDFデータを提出し、Wordファイルでの提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	CADデータ及びPDFデータでの提出でよいものとします。ただし、それぞれ、様式13-9、13-10、13-11と分かるように作成、提出してください。
12	様式集	提案受付番号	様式14-1、 様式15-1、 様式16-1、 様式17-1、 様式18-1、 様式19-1、 様式20-1、 様式21-1、 様式22-1、 様式23-1、 様式24-1、 様式25-1、 様式26-1、 様式27-1、 様式28-1、 様式29-1、 様式30-1、 様式31-1、 様式32-1、 様式33-1、 様式34-1、 様式35-1、 様式36-1、 様式37-1、 様式38-1、 様式39-1、 様式40-1、 様式41-1、 様式42-1、 様式43-1、 様式44-1、 様式45-1、 様式46-1、 様式47-1、 様式48-1、 様式49-1、 様式50-1、 様式51-1、 様式52-1、 様式53-1、 様式54-1、 様式55-1、 様式56-1、 様式57-1、 様式58-1、 様式59-1、 様式60-1、 様式61-1、 様式62-1、 様式63-1、 様式64-1、 様式65-1、 様式66-1、 様式67-1、 様式68-1、 様式69-1、 様式70-1、 様式71-1、 様式72-1、 様式73-1、 様式74-1、 様式75-1、 様式76-1、 様式77-1、 様式78-1、 様式79-1、 様式80-1、 様式81-1、 様式82-1、 様式83-1、 様式84-1、 様式85-1、 様式86-1、 様式87-1、 様式88-1、 様式89-1、 様式90-1、 様式91-1、 様式92-1、 様式93-1、 様式94-1、 様式95-1、 様式96-1、 様式97-1、 様式98-1、 様式99-1、 様式100-1					提案受付番号を記載する欄がありますが、提案受付番号が応募事業者に通達されるのはいつ頃になるかご教示ください。	応募者番号と提案受付番号は同意です。時期は、9月中に通知します。
13	様式集	応募者番号	様式13-8、 様式13-14					応募者番号を記載する欄がありますが、これは「提案受付番号」と同意との理解で宜しいでしょうか。 「提案受付番号」と異なる場合、応募者番号が応募事業者に通達されるのはいつ頃になるかご教示ください。	応募者番号と提案受付番号は同意です。時期は、9月中に通知します。
14	9/9付伝達事項	1階床の構造・補強 について						9/9付伝達事項において「既存の構造計算書、施工図等から1階床の構造耐力が不足している可能性が高いと判断しており、」とございますが、そのご判断に至った理由をご教示下さい。また、そのご判断に至った調査、検討資料を全てご開示下さい。	竣工時の構造図面を正とした場合、構造耐力が不足している可能性が高いと判断しています。詳細は、貸与資料をご確認ください。
15	9/9付伝達事項	1階床の構造・補強 について						9/9付伝達事項において「既存の構造計算書、施工図等から1階床の構造耐力が不足している可能性が高いと判断しており、」とございますが、元設計者(元設計会社)の見解をご教示下さい。	元設計会社に確認したところ、当時の設計者は既に不在であり、構造耐力が不足しているかは、不明との見解です。

16	9/9付伝達事項	1階床の構造・補強について				9/9付伝達事項において「違反建築物と断定できない」とございますが、既存建築物は建築基準法令の規定に適合した適法建築物と理解して宜しいでしょうか。	現状が目視等で確認できないことから、違反建築物か適法建築物かの判断が困難な状態です。
17	福岡市新葬祭場新築工事 確認申請建築物 構造計算書 [平成16年3月]	既存建築物の構造 安全性について				公表頂きました構造計算書「5. 2次部材の計算 Z1火葬炉設備室(S10)(p. 5-37)」において、スラブの平面サイズからY7付近に小梁があると想定されますが、構造図S-8 Z1床伏図X-5~17, Y-6~8間(火葬炉設備室)S10に小梁が見受けられません。そのため、1階火葬炉設備室スラブS10のスラブサイズを小梁がないサイズで検討しましたが、既存図面の配筋やスラブ厚さでは建築基準法令の規定及び準拠すべき基準を満足しないことを確認しました。また、現地見学の際に、床スラブへのクラックが当該スパンの多くの箇所に入っているなどを踏まえ、構造安全性に問題があると考えられます。違反建築物に関与した場合、行政処分を受ける可能性がございます。そのため、福岡市監察指導課との協議を行いたいと考えますが、よろしいでしょうか。	図面等の相違により、1階床スラブの構造耐力が不足している可能性があることから、本事業において建築基準法等の関係法令を遵守し、構造耐力の確認及び改善を行うものです。そのため、当該建築物及び本事業に関与したことで建築基準法に係る行政処分の対象には該当しないことを監察指導課に確認済みであり、協議は不要です。
18	竣工図 (火葬炉設備 工事)火葬炉 機械設備 特記仕様書 機器仕様リスト 表	柁運搬台車・収骨 用運搬台車につ いて	RM- 3- 4/36			柁運搬台車7台、収骨用運搬台車7台は、すべて現在可動状態であると考えてよろしいでしょうか。また、大型・標準などの区別があるかどうかについてもご教示ください。	柁運搬台車7台、収骨用運搬台車7台は、すべて現在可動状態です。サイズの区別はありません。

※頁、項目の欄には、半角英数字を記入してください。